

「住まう」に、
寄りそう。



設備機器の自然故障と
原状回復費の負担でお悩みの方へ

FAX NEWS

修理請求の連絡をするとオーナーからは、
「また払うのか？」と文句を言われる…

そんなお悩みはオーナーズバリューサポートで解決！

オーナー様が所有する賃貸物件に設置されている「住宅設備機器の修理費用」と「退去時にかかる原状回復費用(オプション)」を保証する制度です。

- ご入居者にとって日常生活で「使えなくなったら困る」あらかじめ居室に備え付けられた住宅設備機器について「毎月の委託料をお支払いするだけで故障に対する保証が継続」できる委託料月額払いの住宅設備機器保証制度
- オプションとなる原状回復費用保証制度では、賃貸物件オーナー様の経営資産である賃貸戸室内の内装等を前入居者が退去した後に原状回復させるために必要な原状回復工事のうち、民法や国交省のガイドラインに基づき、オーナー様の負担費用分を保証
- 設備機器の修理費用、退去時原状回復工事に必要となる工事費用の負担を平準化することで、オーナー様の収益を計画的に確保でき、より安定した賃貸経営をサポート
- 修理見積、原状回復見積に関わるオーナー様との煩雑なやり取りを減らし、良好な関係の構築に貢献

①住宅設備機器保証制度の詳細

保証内容	自然故障	
		<ul style="list-style-type: none">・管理会社様が「管理委託契約」を有する物件で、専有部分に設置された住宅設備機器・ご加入にあたっては、1棟単位で全管理戸室(2戸以上)の加入が条件となります。・分譲賃貸、戸建賃貸は加入対象外となります。・契約開始日より1か月間は免責期間となり、この間の故障は対象外です。
対象機器	Standardプラン	Premiumプラン
		システムキッチン、システムバス、トイレ、換気扇 上記+給湯器、エアコン、洗面化粧台、インターホン
業務委託料	月額払いでお支払いいただきます。(詳細はホームページ参照)	
支払い限度額	1故障あたり 10万円(税別)	

②原状回復費用保証制度<オプション>

経年変化、通常使用による損耗等の修繕費用のうち、
あらかじめ取り決めた保証範囲をカバーします。



詳細はホームページにてご確認ください▶